

個品割賦購入契約約款
笠岡放送株式会社

目次

第1条（約款の適用等）	3
第2条（約款の変更）	3
第3条（用語の定義）	3
第4条（権利の譲渡等）	3
第5条（申込条件）	4
第6条（申込）	4
第7条（申込の承諾等）	4
第8条（契約の成立等）	5
第9条（商品の引渡し及び所有権の移転）	5
第10条（賦払金の支払期日・支払方法）	5
第11条（住所等の変更）	6
第12条（期限の利益喪失）	6
第13条（遅延損害金）	6
第14条（消費税）	6
第15条（端数処理）	7
第16条（契約の解除）	7
第17条（費用等の負担）	7
第18条（見本・カタログ等と現物の相違による本契約の解除等）	7
第19条（公正証書）	7
第20条（住民票取得等の同意）	8
第21条（専属的合意管轄裁判所）	8
第22条（割賦債権の譲渡）	8
第23条（準拠法）	8
第24条（分離可能性）	8
第25条（その他契約事項）	8
第26条（商品の滅失、毀損の場合の責任）	8
第27条（支払停止の抗弁）	8
第28条（個人情報保護）	9
第29条（債務の履行の継続）	10
第30条（定めなき事項）	10

第 1 条（約款の適用等）

- 1 笠岡放送株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社が指定する携帯情報端末、通信端末およびその付属品（以下「商品」といいます。）の販売について、この個品割賦購入契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより購入者と商品の割賦販売（以下「本サービス」といいます。）に係る契約（当社が他の約款等により締結するものを除きます。以下「本契約」といいます。）を締結します。
- 2 本契約には、個品割賦購入契約約款（以下「本約款」といいます。）が適用されます。
- 3 本約款は、ゆめふぉん契約約款（以下「基本約款」といいます。）の追加約款であり、基本約款と一体となって適用されます。
- 4 基本約款と本約款が抵触する場合、本約款が優先して適用されます。
- 5 当社は、一つの商品につき一つの本契約を締結します。

第 2 条（約款の変更）

- 1 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、本約款が変更された後の本サービスの利用に係る料金その他の提供条件は変更後の本約款によります。
- 2 当社は、変更後の本約款の内容を当社ウェブサイト上（<http://home.kcv.ne.jp/>）に掲載する方法で告知するものとします。

第 3 条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
基本契約	当社のゆめふぉんサービス契約
本申込	本サービスの利用の申込
個人情報	契約者の個人情報

第 4 条（権利の譲渡等）

- 1 本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、本体であるゆめふぉんサービスの提供を受ける権利と切り離して譲渡することはできません。
- 2 前項の権利の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。この承認を受けようとするときは、当社が定める所定の方法による申請が必要です。
- 3 前項の定めは、相続または法人の合併若しくは会社分割により本契約に係る契約上の地位が承継される場合には適用しないものとします。
- 4 当社は、第 2 項の申請があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申請を承認しないことがあります。
 - (1) 譲渡人または譲受人が、基本約款第 5 条第 1 項に定める承認を受けないとき
 - (2) 譲受人が、申請よりも前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除もしくは停止等をしたことがあるとき

- (3) 申請に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき
- (4) 譲渡人または譲受人が未成年者であり、その親権者等の同意がないとき
- (5) 譲受人が法人であり、かつ6ヶ月以内に5回線を超えて基本契約の利用の申込があったとき
- (6) 法令に違反することとなるとき
- (7) 譲受人が当社の各サービスの料金等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき
- (8) 譲渡後の本サービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき
- (9) その他当社が不適切と認めたとき

5 本サービスの提供を受ける権利の譲渡があったときは、譲受人は、別段の定めがある場合を除いて、契約者の有していた一切の権利及び義務（譲渡があった日以前の料金その他の債務を除きます。）を承継します。

6 契約者は、本サービスを再販売する等、第三者に対し本サービスを利用させることはできません。

第5条（申込条件）

基本契約に適用される各約款等に定める契約者または申込者が当社から商品を購入する場合に限り、本契約の申込みを行うことができます。

第6条（申込）

- 1 申込者は、本約款に同意のうえ、本申込を、当社が定める所定の方法により行うものとします。
- 2 前項の場合において、契約者は、当社が申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。ただし、当社が不要と判断する場合はこの限りではありません。

第7条（申込の承諾等）

1 当社は、本申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が、申込よりも前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除もしくは停止等をしたことがあるとき
- (2) 申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき
- (3) 本申込をする者が未成年者であり、その親権者等の同意がないとき
- (4) 本申込をする者が法人であり、かつ6ヶ月以内に5回線を超えて基本契約の利用の申込があったとき
- (5) 法令に違反することとなるとき
- (6) 契約者が当社の各サービスの料金等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき
- (7) 申込に係る本サービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難な

とき

(8) その他当社が不適切と認めたとき

- 2 前項の規定により本申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、その旨を通知します。
- 3 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において、当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保または拒絶できるものとしします。
- 4 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる本サービスの契約数の上限を定めることができるものとしします。この場合において、当該上限を超えて本サービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとしします。
- 5 申込に係る本サービスの提供は、申込を受け付けた順としします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

第8条（契約の成立等）

- 1 本契約は、契約者が当社の定める所定の手続きによって申込みを完了し、当社がこれを承認して契約者に通知した時をもって成立するものとしします。また、本契約が不成立になった場合には、売買契約も本契約の申込時に遡って成立しなかったものとしします。
- 2 当社は、契約申込者が本契約に違反しまたは違反するおそれがあるとき、その他当社に業務遂行上障がいがあると認めたときは、本契約の申し込みを承認しないことがあります。

第9条（商品の引渡し及び所有権の移転）

商品は、本契約成立後、当社が指定する時期に当社から契約者に引渡されるものとし、商品の現実の引渡しが完了したときに商品の所有権が当社から契約者に移転するものとしします。なお、契約者は、商品の所有権移転前においては、商品を担保に供し、譲渡し、または転売することはできないものとしします。

第10条（賦払金の支払期日・支払方法）

- 1 契約者は、賦払金を、当社が指定する支払期日、支払方法により、当社に支払うものとしします。別途契約者からの申し出があった場合は、賦払金の残金全額を一括して支払うことができるものとしします。
- 2 契約者は、本契約の成立日が属する月の翌月より最大24ヶ月間、賦払金を支払うものとしします。
- 3 賦払金の支払開始の前後にかかわらず、契約者が、ゆめふおんサービスに関する契約を、本契約にかかる債務の完済前に解除または解約した場合、契約者は、当社の指定する日に、賦払金の残金全額を一括して支払うものとしします。

第 11 条（住所等の変更）

- 1 契約者は、当社に届け出た氏名、住所、連絡先等を変更した場合は、遅滞なく当社に通知するものとします。
- 2 契約者は、前項の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意するものとします。

第 12 条（期限の利益喪失）

- 1 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全てを履行するものとします。
 - (1) 当社が定める支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
 - (2) 一般の支払い等を停止したとき
 - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分等の申立てまたは滞納処分を受けたとき
 - (4) 破産、民事再生、特別精算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたときまたは自らこれらの申し立てをしたとき
 - (5) 商品の購入が契約者にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約を除きます。）となる場合で、契約者が賦払金の支払いを 1 回でも遅滞したとき
- 2 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - (1) 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき
 - (2) 契約者の信用状態が著しく悪化したとき

第 13 条（遅延損害金）

- 1 契約者は、本サービスの料金の支払を怠ったときは、次項に定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該料金とその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。
- 2 遅延損害金の額は、未払料金額に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。
- 3 契約者は、本契約に基づく債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、本契約の支払総額から既に支払いのあった全ての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、前項で定める方法により算出した額の遅延損額金を支払うものとします。

第 14 条（消費税）

契約者が、当社に対し、本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるも

のとされているとき並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税を合計した額を併せて支払うものとします。

第 15 条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 16 条（契約の解除）

当社は、契約者が次のいずれかに該当したときは、通知・催告なしで利用停止のうえ通信機器の引き上げ、または返却を請求し、本契約を解除いたします。

- (1) 契約者が第 12 条（期限の利益喪失）各項各号に定めるいずれかの事由に該当したとき
- (2) 契約者の信用状態に重大な変化があったとき

第 17 条（費用等の負担）

- 1 契約者は、当社に対する賦払金の支払いに要する費用（手数料等）を負担するものとします。この場合において、当該手数料等の金額及びその負担の方法は、契約者が指定サービスに係る料金を支払う場合に準ずるものとします。
- 2 契約者は、支払いを遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料を負担するものとします。
- 3 当社が契約者に対して第 12 条（期限の利益喪失）第 1 項（1）に基づく書面による催告をしたときは、契約者は当該催告に要した費用を負担するものとします。
- 4 契約者が当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、または公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、契約者は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第 18 条（見本・カタログ等と現物の相違による本契約の解除等）

契約者は、見本、カタログ等による申込みにより引渡された商品が見本、カタログ等と相違していることが明らかになった場合、速やかに当社に商品の交換を申し出るか、または当該売買契約を解除することができるものとします。この場合において、契約者は、売買契約を解除したときは、速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。但し、商品到着から 10 日以上経過した商品については、交換及び売買契約の解除はできないものとします。

第 19 条（公正証書）

契約者は、当社が必要と認めた場合、契約者の費用負担で、本契約につき強制執行認諾条

項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を当社に提出するものとします。

第 20 条（住民票取得等の同意）

契約者は、本申し込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、契約者の住民票等を当社が取得し利用することに同意するものとします。

第 21 条（専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者の間で訴訟の必要が生じた場合、岡山地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条（割賦債権の譲渡）

当社は、契約者に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することがあります。契約者は、当該債権の譲渡及び担保提供、並びに当社がこの場合に契約者の個人情報を譲渡先、担保権者に提供することをあらかじめ同意するものとします。

第 23 条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とします。

第 24 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により、無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

第 25 条（その他契約事項）

当社が、本契約に基づき債権の回収のため訴訟を提起した場合、一切の訴訟費用は契約者負担とします。

第 26 条（商品の滅失、毀損の場合の責任）

契約者は、本契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難などにより、滅失、毀損した場合であっても、提供条件に記載する支払方法により債務の履行を継続するものとします。

第 27 条（支払停止の抗弁）

1 契約者は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品について、当社に対する支払いを停止することができるものとします。

(1) 商品の引渡しが行われていないこと

- (2) 商品に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること
 - (3) その他商品の販売について、当社に対して生じている事由があること
- 2 当社は、契約者が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
- 3 契約者は前項の申出をするときは、あらかじめ第1項各号の事由の解消のため、当社と交渉を行うよう努めるものとします。
- 4 契約者は第2項の申出をしたときは、速やかに第1項各号の事由を記載した書面及び資料を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が第1項各号の事由について調査する必要があるときは、契約者はその調査に協力するものとします。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
- (1) 売買契約が契約者にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約は除きます。）であるとき
 - (2) 賦払金の残金全額が4万円に満たないとき
 - (3) 契約者による支払いの停止が信義に反すると認められるとき
 - (4) 第1項各号の事由が契約者の責に帰すべきとき

第28条（個人情報保護）

- 1 当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、個人情報を適切に取扱うものとします。
- 2 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
- (1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）。
 - (2) 当社のサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
 - (3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービスまたは当社の新規サービスに関する紹介情報等を含みます。）を、電子メール等により送付すること。
 - (4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、契約者の同意に基づき、必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託できるものとします。
- 4 前項にかかわらず、法令に基づく請求または特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第 29 条（債務の履行の継続）

1 本契約は、契約者の商品の利用が停止された場合または解除された場合でも有効に存続します。したがって、契約者は、本契約に基づく債務の完済までに、契約者の商品の利用が停止・解除された場合でも、その理由の如何にかかわらず、当社所定の支払方法により、当該債務の履行を継続するものとします。

2 当社は、契約者が本契約に基づく債務の支払を怠ったときは（契約者の商品の利用が停止されている場合を含みます）、当該契約者の商品の利用に係る契約を解除することができるものとし、契約者は、当社に対し、このことについてあらかじめ承諾するものとします。

3 当社は、前項に定める解除を行うときは、あらかじめ当該契約者にそのことを通知します。

第 30 条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は、契約の趣旨に従い、誠意をもって協議し、その解決に努めるものとします。

附 則 （平成 27 年 7 月 31 日 制定）

1 当社は、特に必要がある場合は、この約款に特約を付けることができるものとします。

2 本約款は、平成 27 年 8 月 1 日から施行します。

附 則 （平成 28 年 2 月 1 日 改正）

この改正規定は、平成 28 年 3 月 15 日から実施します。

附 則 （平成 29 年 12 月 26 日 改正）

この改正規定は、平成 30 年 1 月 10 日から実施します。

附 則 （平成 30 年 2 月 19 日 改正）

この改正規定は、平成 30 年 3 月 5 日から実施します。